

# 迷惑な客引きに**NO!**絶対に利用しないで!



市では、2022年4月1日に「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、市内2地区の客引き行為等を禁止しました。条例施行からこれまでの約1年半の間で行った取り組みなどを紹介します。

客引きを利用することは、百害あって一利なしです。絶対に利用しないようにしましょう。

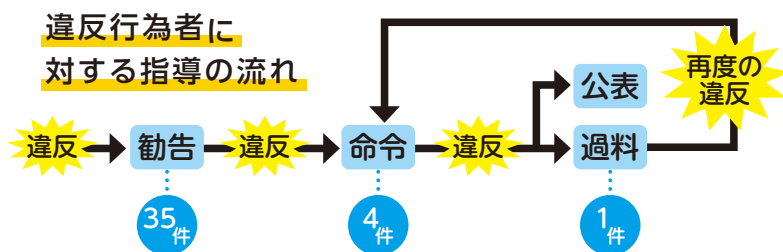
〒245-5264 千葉市中央区富士見1-1-1 地域安全課 ☎245-5264 FAX245-5155

## 条例に関する市の取り組み

### 違反行為者に対する指導

市の指導員による街頭巡回を行い、客引き行為等の違反行為を現場で確認後、違反行為者や店舗に対して条例に基づく指導をしています。

条例施行後から2023年11月までの間に、35件の勧告、4件の命令、1件の過料処分を行いました。



### 路面シートの設置



客引き行為等を行う者が滞留している場所へ路面シート【左記】を設置し、通行人へ注意喚起を行っています。

### 地元と市が一体となって取り組んでいます

#### 富士見商店街協同組合 理事長のコメント

中央区富士見地区では、市と地元商店街などが一体となって安全・安心な街づくりに取り組む「地元協議会」が中心となり、千葉中央警察署と協力して毎月第2・4金曜日にパトロールを実施しています。条例の効果を発揮するには、市民の皆さんの協力も不可欠です。街に来た人に安心して楽しく飲んでもらえるよう、「客引きをしない・させない・利用しない」取り組みにご協力をお願いします。地元協議会では、魅力と活力にあふれた街づくりのため、今後も粘り強く活動を続けていきます。



### こんな経験ありませんか？それは客引き行為等です！

立ちふさがれたり、付きまとわれたりしながら声を掛けられたことはありませんか。反応すると、断ってもしつこく話を続けてくるので、耳を貸さないでください。

**居酒屋など**

居酒屋どうですか？

断っているのにしつこい！

お安くしますよ！

**スカウトなど**

良い仕事ありますよ！

付いてこないで〜

**風俗営業など**

キャバクラのご利用は？

道を通してくれない！

## 客引き撲滅のためには、皆さんの行動も必要です！

市内2地区の客引き行為等禁止区域で指導をしていますが、いまだ客引き行為等を行う者がいます。安全・安心な街づくりのためには、皆さんの行動も必要です。客引きの話は聞かず、絶対に付いて行ったり、その店舗を利用したりしないでください。

### 客引き撲滅3カ条

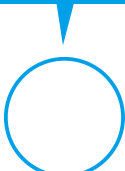
1. 客引きの話をつまかかない
2. 客引きに付いて行かない
3. 客引きを行う店舗を利用しない

### 凡例

客引き行為等禁止区域

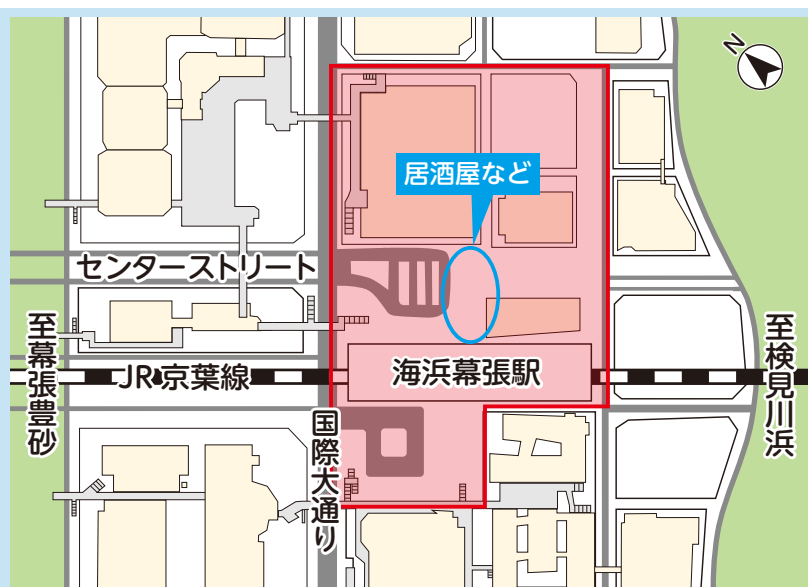


特に注意するエリア



#### 中央区富士見地区

中央区新千葉1丁目1番、中央区富士見1丁目・2丁目、中央区本千葉町1〜7番、14〜16番



#### JR海浜幕張駅地区

美浜区ひび野1丁目・2丁目の一部

## 「客引きをしない・させない・利用しない宣言店」を利用しよう



客引き行為等を行う店舗を利用してしまつと、サービスや料理の質が悪かつたり、支払った代金が反社会的勢力へ流れてしまつたりする場合があります。

このようなことを防ぐため、「客引きをしない・させない・利用しない宣言店」のステッカー【左記】が掲示されている店舗を利用しましょう。

宣言店を利用することでも、客引き撲滅につながります。宣言店の一覧など詳しくは、

千葉市 客引きしない 宣言 🔍

